

岩手県告示第 183 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社ライフネットワーク	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	かのおんデイサービスセンター	宮古市高浜一丁目 5 番 1 号	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	平成 18 年 11 月 15 日

2 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社ライフネットワーク	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	かのおん支援センター	宮古市高浜一丁目 5 番 1 号	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	平成 18 年 11 月 15 日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社ライフネットワーク	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	かのおんデイサービスセンター	宮古市高浜一丁目 5 番 1 号	宮古市実田一丁目 7 番 28 号	平成 18 年 11 月 15 日